秋田労働局

Press Release

令和7年10月30日

【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課

課 長 中島 良則 監察監督官 田村 順也

(電話)018-862-6682

報道関係者 各位

長時間労働が疑われる事業場に対する 令和6年度の監督指導結果を公表します

秋田労働局では、このたび、令和6年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめましたので公表します。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり 80 時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった301事業場のうち、102事業場(33.9%)で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、42事業場(違法な時間外労働があったもののうち41.2%)でした。

秋田労働局では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。

【監督指導結果のポイント】(令和6年4月~令和7年3月)

監督指導の実施事業場:

301 事業場

主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

違法な時間外労働があったもの: 102

102 事業場 (33.9%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの:42事業場 (41.2%)うち、月100時間を超えるもの:21事業場 (20.6%)うち、月150時間を超えるもの:4事業場 (3.9%)

うち、月200時間を超えるもの: 1事業場 (1.0%)

賃金不払残業があったもの: 13 事業場 (4.3%) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: 63 事業場 (20.9%)

主な健康障害防止に係る指導の状況[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場] 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの:

108 事業場 (35.9%)

労働時間の把握が不適正なため指導したもの: 49 事業場 (16.3%)

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 (令和6年4月から令和7年3月までに実施)

1 法違反の状況(是正勧告書を交付したもの)

監督指導実施状況

令和6年4月から令和7年3月までに、301事業場に対し監督指導を実施し、245事業場 (81.4%)で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働が あったものが102事業場、賃金不払残業があったものが13事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが63事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		E6 +2 +5 +5 +5	労働基準関係法令違 反があった事業場数	主な違反事項別事業場数			
		監督指導実施 事業場数		労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計 (注1, 2)		301 (100%)	245 (81.4%)	102 (33.9%)	13 (4.3%)	63 (20.9%)	
	商業	81 (26.9%)	67	30	3	15	
	製造業	47 (15.6%)	40	21	3	15	
+	保健衛生業	25 (8.3%)	19	8	2	5	
主な業種	接客娯楽業	42 (14.0%)	34	14	0	8	
種	建設業	21 (7%)	19	7	0	6	
	運輸交通業	18 (6.0%)	13	8	2	3	
	その他の事業 (注6)	29 (9.6%)	24	10	2	5	

- (注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。
- (注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。
- (注3) 労働基準法第32・40条違反 [36協定なく時間外労働を行わせていること、36協定が無効なこと又は36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせていることにより違法な時間外労働があったもの。]、労働基準法第36条第6項違反(時間外労働の上限規制)の件数を計上している。
- (注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。
- (注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。
- (注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
301	62	106	85	31	15	2
	(20.6%)	(35.2%)	(28.2%)	(10.3%)	(5.0%)	(0.7%)

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1~9人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
301	32	63	42	32	43	89
	(10.6%)	(20.9%)	(14%)	(10.6%)	(14.3%)	(29.6%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況(指導票を交付したもの)

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況 監督指導を実施した事業場のうち、108事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する 医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

	指導事項(注1)						
指導事業場数	面接指導等の 実施(注2)	長時間労働によ る健康障害防止 対策に関する調 査審議の実施 (注3)	月45時間以内 への削減 ^(注4)	月80時間以内 への削減	面接指導等が実施 出来る仕組みの整 備等 (注5)	ストレスチェック制 度を含むメンタル ヘルス対策に関 する調査審議の 実施	
108	17	32	57	51	2	6	

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。
- (注2) 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。
- (注5) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めること などを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、49事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

	指導事項(注1)							
		自己申告制による場合						
指導事業場数	始業・終業時刻の 確認・記録(ガイド ライン4(1))	自己申告制の説 明(ガイドライン4 (3)ア・イ)	実態調査の実施 (ガイドライン4(3) ウ・ェ)	適正な申告の阻 害要因の排除 (ガイドライン4(3) オ)	管理者の責務(ガ イドライン4(6))	労使協議組織の 活用(ガイドライン 4(7))		
49	33	1	17	1	0	0		

- (注1) 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。
- (注2) 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった102事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、42事業場で1か月80時間を、うち21事業場で1か月100時間を、うち4事業場で1か月150時間を、うち1事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 監督指導実施事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導実 施事業場数	労働時間違 反事業場数	80時間以下	80時間超			
				100時間超	150時間超	200時間超
301	102	60	42	21	4	1

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、15事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、95事業場でタイムカードを基礎に確認し、51事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、20事業場でPCの使用時間記録を基礎に確認し、105事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

	白口由先制			
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	PCの使用時間の記録を 基礎	自己申告制 (注2,3)
15	95	51	20	105

- (注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。
- (注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。
- (注3) 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

監督指導において 違法な長時間労働等を認めた事例

秋田労働局では、長時間労働が疑われる事業場に対して重点的な監督指導を実施しています。 監督指導において違法な長時間労働等が行われていたとして、労働基準監督署が指導を行った 事例を紹介します。

事例1(保健・衛生業)

立入調査で把握した事実

○ 年度末の業務量増加(人事異動、契約事務等)のため、36協定で定めた上限時間(特別条項:月99時間)を超え、かつ労働基準法に定められた時間外・休日労働の上限(月100時間未満、複数月平均80時間以内)を超える、最長で1か月当たり約120時間の違法な時間外・休日労働が認められた。

労働基準監督署の指導

◆ 長時間にわたる違法な時間外・休日労働を行わせたこと

- ・36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告 (労働基準法第32条違反)
- ・ 労働基準法に定められた上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告(労働基準法第36条第6項違反)
- ・時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

是正に向けた取組

◆ 人員を拡充等の措置を実施

- ・該当部署に1名の増員を実施するほか、業務繁忙期に他部署からの臨時的な応援 要員を配置し、業務量を平準化できる制度を導入した。
- ・ ノー残業デーを導入するほか、定例会議開始時間の繰り上げ・会議時間の短縮 措置を講じた。

事例2(製造業)

立入調査で把握した事実

○ 勤怠管理は出勤簿への押印のみで、労働時間が全く記録されていなかった。

労働基準監督署の指導

◆ 労働時間の状況を把握していないこと

- ・ タイムカードによる記録等の適切な方法により労働時間の状況を把握していない ことについて是正勧告(労働安全衛生法第66条の8の3違反)
- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」 に基づき、適正な労働時間の把握方法を検討・実施するよう指導

是正に向けた取組

◆ 勤怠管理システムの導入

・ ICカードを利用した勤怠管理システムの導入により、始業・終業時刻を客観的に 把握し、年次有給休暇や勤務シフトの管理を一元的に行うことが可能となった。

参考資料

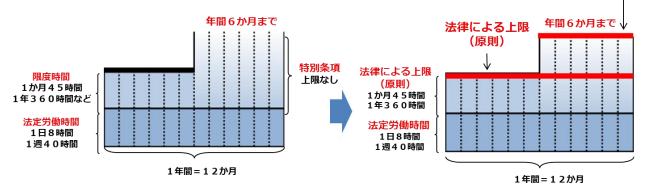
時間外労働の上限規制

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により改正された労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間(限度時間)とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)とされた。

- ※限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年6か月が限度。
- ※平成31年4月1日施行/中小企業は令和2年4月1日施行/一部、令和6年4月1日から適用開始。

法律による上限(例外)

- ・年720時間
- ・複数月平均80時間以内(休日労働含む)
- ・月100時間未満(休日労働含む)



< 令和6年度適用開始業務等>

事業・業務	令和6年4月1日以降
建設事業	 ●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務	 ◆特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が960時間となります。 ◆時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 ◆時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医業に従事する医師	 ◆特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1,860時間となります。 ◆時間外労働と休日労働の合計について、 ✓2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 ◆時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません ◆医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。 ※ 医業に従事する医師の一般的な上限時間(休日労働合む)は年960時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。 地域医療確保暫定特例水準(B・連携B水準)又は集中的技能向上水準(C水準)の対象の医師の上限時間(休日労働合む)は年1,860時間/月100時間未満(例外的に月100時間未満の上限が適用されない場合がある)。
鹿児島県及び沖縄県における 砂糖製造業	上限規制がすべて適用されます。

労働時間適正把握ガイドライン

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。(ガイドライン4(1))

■ 働き方改革推進支援助成金のご案内

業種別課題対応コース

特定の業種を対象とし、生産性を向上させ、時間外労働の削減、 週休2日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き 方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さま を支援します。



コース別HPはこちら

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

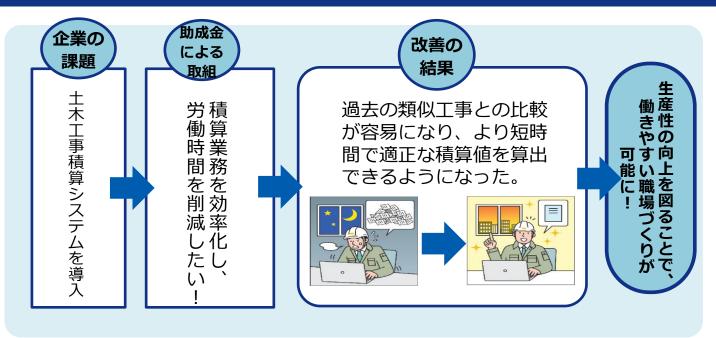
勤務間インターバル導入コース

生産性を向上させ、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



コース別HPはこちら

助成金の活用事例(業種別課題対応コース(建設業)の事例)





ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する 都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室に お尋ねください。

